

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和5年11月22日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300275号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300068号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和34年5月1日から昭和37年9月1日まで

昭和34年5月1日にA社に入社し、昭和37年8月末日まで同社に勤務したが、年金記録では、請求期間に係る厚生年金保険の記録がないので、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成9年2月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は死亡しているため、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び元事業主に確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録のある者に照会したが、これらの者から、同社における請求者の勤務をうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、オンライン記録によると、A社は、請求期間中の昭和35年9月1日にB健康保険組合に編入しているところ、同健康保険組合は、請求者の氏名及び生年月日で照会したが該当する記録は見当たらない旨回答している。

加えて、前述の被保険者名簿において、請求期間及びその前後の期間に被保険者資格を取得した者の健康保険整理番号は、欠番がなく連続しており、請求者の当該期間に係る記録が欠落した事情はうかがえない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300061号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300069号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社及び同社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年4月1日から昭和63年4月1日まで

専門学校の就職あつせんで、昭和62年4月1日から服飾ブランドDの洋服販売を行う路面店において、Eの洋服販売に従事し、A社又は同社B支店で厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

C社は、請求期間当時にDの店舗を経営していたのは、A社の子会社であったF社である旨回答しているところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらず、請求期間頃に同社で給与計算事務に関与していたとする者の回答及び同社に勤務していたとする者の厚生年金保険の被保険者記録等によれば、同社の従業員は、A社B支店で厚生年金保険に加入する取扱いであったことが推認できる。

一方、請求者の雇用保険の記録、F社の元従業員から提出された同社の従業員名簿(昭和62年7月1日現在)及び請求期間にG県H市にあったDの洋服販売を行う路面店(以下「Iの店舗」という。)に勤務していたとする元同僚の回答から、請求者は、少なくとも請求期間のうち昭和62年4月1日から同年8月23日までの期間において、同社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、商業登記の記録によると、F社は平成6年に解散しており、同社の元役員に照会したが、いずれも請求期間当時の資料を保管していない旨回答していることから、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険の加入について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社B支店は平成29年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、C社は、同社が保管する請求期間当時のA社B支店を含むA社に係る社員名簿及び社員番号台帳のいずれにおいても請求者の氏名がない旨回答し、C社の担当者は、請求期間当時のA社B支店に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除状況について確認できる資料を保管しておらず、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況については不明である旨陳述している。

さらに、オンライン記録において、請求期間にA社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、同社B支店における被保険者期間中にF社に係る雇用保険の加入記録が確認できた者について、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と雇用保険の被保険者資格取得年月日を比較すると、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、いずれも雇用保険の被保険者資格取得年月日より約2か月から5か月後の日であるところ、このうちIの店舗に勤務したとする者の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が同人の雇用保険の被

保険者資格取得年月日の5か月後であること及び請求期間にF社に勤務したとする複数の者が入社時に試用期間があった旨回答又は陳述していることを踏まえると、請求期間当時、A社B支店では、F社の従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社から厚生年金保険に加入させるまでの期間についても一定ではなかったことがうかがえる。

加えて、請求期間頃にF社の給与計算事務に関与していたとする者は、試用期間に給与から厚生年金保険料を控除することはなかった旨回答している。

また、請求者がIの店舗の店長として姓を記憶している者と同じ姓の者に照会したが、回答を得ることができず、Iの店舗における厚生年金保険に係る取扱い並びに請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況について、確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。